

<記載例>

この報告書では、【会社の事業年度の事業の状況】・【※6月1日現在の状況】を報告していただきます。事業所ごとに3部作成し、6月1日から6月30日までに提出してください。
※実績がない場合も、第1面から第9面まですべて提出が必要です。

地様式第5号（第1面）

（日本産業規格A列4）

届出受理番号	地36-〇〇〇〇〇〇
届出受理年月日	令和〇 年 月 日

特定地域づくり協同組合労働者派遣事業報告書

（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

報告日

令和7年 月 日

徳島
都道府県労働局長 殿

※労使協定方式を採用している場合は、労使協定書（及び労使協定において就業規則等の他の規則を参照している場合は、該当箇所の写し）を2部添付してください。

住所不要

〇〇市特定地域づくり事業協同組合
提出者 代表取締役 徳島 太郎 印表

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第2項の規定において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな）	〇〇しとくていちいきづくりじぎょうきょうどうくみあい		
1 名称	〇〇市特定地域づくり事業協同組合		
2 住所 （登記簿に合わせる）	〒（770-0851）徳島県徳島市徳島町城内6-0 事業主住所（許可書と同様標記）（088）000-1234		
（ふりがな）	とくしま たろう	役名	
3 代表者の氏名	徳島 太郎	代表取締役	
（ふりがな）	〇〇しとくていちいきづくりじぎょうきょうどうくみあい		
4 事務所の名称	〇〇市特定地域づくり事業協同組合		
5 事務所の住所 （ビル名階数等まで）	〒（770-0851）徳島県徳島市徳島町城内6-0 事業所住所（許可書と同様標記）（088）000-1234		
6 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	新規届出受理 年月日or 決算月初	～	決算月末 元号年月日で記載（6月1日状況報告だけの場合は無記入）
7 民営職業紹介事業との兼業	1 有 ② 無	届出受理番号	—
8 請負事業の実施	1 有 ② 無	うち構内請負の実施	1 有 ② 無
9 労働者派遣事業の売上高	39,936,000	10 請負事業の売上高	0
11 備考	担当者名：徳島 太郎 連絡先：088（000）-1234 売上高は消費税を含む額 決算後の金額 実績がない場合は：「労働者派遣事業実績なし」と記載		

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
派遣労働者総計	※20	15	15	5	5

「通算雇用期間」とは、実際に派遣元事業主に雇用された期間のこと

派遣実績なければ「0」を記入

(2) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

3

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
32	2	11	1	6	4	7	1	0	0	—

報告対象期間内に締結した個別契約書件数。

3月末決算の場合は、R6.4.1～R7.3.31の間に締結した個別契約が対象となる。

例) R7.4.1からの派遣を3月中に締結した場合は、今回の事業報告に含める。

派遣実績なければ「0」印

(3) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育						③主な派遣先事業主（取引額上位5社）	
雇入時・作業内容変更時・危険有害業務の場合には実施義務があります						氏名又は名称	所在地
教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号 「補足資料」のページ参照 2項目まで記入可 教育の内容 教育の方法の別 1 座学・2 実技 教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他 受講した労働者数 平均実施時間						株式会社A	徳島県徳島市
						株式会社B	徳島県吉野川市
						C株式会社	大阪府大阪市
						所在地は区市町村まで記載	
イ	1	3	設備稼働教育	2	2	7	2
ロ	2	5	保護具と安全装置	1	2	7	1
ハ	4	9	作業開始時安全点検	2	2	7	2
ニ	6		整理・整頓・清掃・清潔教育	1	1	8	1
ホ	7	9	災害発生時の緊急対応	2	1	8	1

(2)①と③の数字は同じにならないこともある

(3) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績①②欄許可申請・許可更新時の労働者派遣事業計画書(様式第2号)に基づき実績記入(随時見直し可能)

②その他の教育訓練（①及び（6）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT・2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ 情報セキュリティ研修	2	1	1	1	2
ハ	※ (3) ①安全衛生や (6) ③キャリアアップ以外の教育訓練計画していなければ記載不要				

(4) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数（人）
0			

派遣労働者の賃金欄は、派遣労働者に支払われた**全ての賃金**（給与、交通費、賞与など労働の対価及び諸手当を含む）を**総労働時間で除したものに8時間**を乗じた金額を記入

*** 賃金にも総労働時間にも有給休暇分を含む**

（4）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金

一人が複数の業務に対して派遣している場合は、 主たる業務 に入れた下さい。	派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		派遣労働者平均	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数	17,411	10,139	10,139
01 管理的公務員			
02 法人・団体職員			
03 法人・団体職員			
04 その他の事務系			
05 研究者			
06 農林水産			
07 製造技術			
08 建築・土木・測量技術者			
09 情報処理・通信技術者			
10 その他の技術者			
11 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師			
12 保健師、助産師、看護師			
13 医療技術者			
14 その他の保健医療従事者			
15 社会福祉専門職業従事者			
16 法務従事者			
17 経営・金融・保険専門職業従事者			
18 教員			
19 宗教家			
20 著述家、記者、編集者			
21 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者			
22 音楽家、舞台芸術家			
23 その他の専門的職業従事者			
24 一般事務従事者	12,000	8,580	8,580
25 会計事務従事者			
26 生産関連事務従事者			
27 営業・販売事務従事者			
28 外勤事務従事者			
29 運輸・郵便事務従事者			
30 事務用機器操作員			
31 事務用機器操作員			

職種ごとの合計
記載職種の数
= 全業務平均
小数点以下四捨五入

例：派遣料金（消費税を含む）
 $17,411 = (12,000 + 10,233 + 30,000) \div 3$
 （↑四捨五入した金額）
 派遣労働者の賃金（消費税を含む）
 派遣労働者平均 $10,139 = (8,580 + 7,700 + 14,138) \div 3$
 協定対象派遣労働者 $10,139 = (8,580 + 7,700 + 14,138) \div 3$

・紹介予定派遣や産前産後休業の代替等
 ・へき地の医療機関への看護師等の派遣することが認められていることに注意

派遣先から得た
[派遣料金]の総額
 派遣労働者の総労働時
 × 8時間
 （小数点以下四捨五入）

第3面 最新の日本標準職業分類（総務省）に基づき記載

義務

マージン率等の情報提供は義務付けられています
 毎事業年度終了後速やかに前年度分の実績を公表してください。
 * 前年度の事業報告書にマージン率を加筆したものを公開することでも問題ありません。

（参考）

【マージン率】= $\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$ (少数第2位四捨五入)

協定対象派遣労働者の賃金額を記入（対象者がいない場合は空欄）
R6. 4. 1以降で報告年度内に契約対象がいれば記入

派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
	派遣労働者平均	協定対象派遣労働者
38 生活衛生サービス職業従事者		
39 飲食物調理従事者		
40 接客・給仕職業従事者		
41 居住施設・ビル等管理		
42 その他のサービス職業従事者		
43 ～45 自衛官・司法警察職員等		
46 農業従事者	10,233	7,700
47 林業従事者		
48 漁業従事者		
49 生産設備制御・監視従事者		
50 機械組立設備制御・監視従事者		
51 製品製造・加工処理従事者		
52 機械組立従事者		
53 機械整備・修理従事者		
54 製品検査従事者		
55 機械検査従事者		
56 生産関連・生産類似作業従事者		
57 鉄道運転従事者		
58 自動車運転従事者		
59 船舶・航空機運転従事者		
60 その他の輸送従事者		
61 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）		
62 電気工事従事者		
63 土木作業従事者		
64 採掘従事者		
65 運搬従事者	30,000	14,138
66 清掃従事者		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		

補足資料
 「基本的な算出の考え方について」参照

派遣労働者の[賃金]の総額
 派遣労働者の総労働時間 × 8時間
 （小数点以下四捨五入）

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

（5）マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○ 自社HPでの情報提供の場合
書類の備付け	
その他（人材サービス総合サイト）	○ 人材サービス総合サイトの場合

法協
 第三対
 十象
 労働
 4者
 の欄
 に基
 づく
 賃金
 記載
 があ
 る場
 合等
 を2
 部
 添

3面：補 足 資 料

(4) 基本的な算出の考え方について

派遣料金や労働時間数はあくまで参考値です。派遣元事業所における状況により適切な数値で計算してください。

例) 派遣業務「46農業従事者」

(無期雇用3名の派遣労働を1年間行った。時間外労働なし・遅早欠勤なし。)

派遣料金の計算式

$$\begin{array}{ccccccc} \text{《報告対象期間中の派遣料金の総額》} & \div & \text{《報告対象期間中の派遣労働総時間数》} & \times & \text{1日あたり8時間} & & \\ \text{月極200,000円} \times 12\text{ヶ月} \times 3\text{名} \times \text{消費税} & & \text{年間派遣総労働時間} & \times & \text{1日あたり} & \text{小数点以下四捨五入} & \\ \text{¥7,920,000} & \div & 6,192\text{H} & \times & 8\text{H} & \div & \text{¥10,233} \end{array}$$

賃金の計算式

$$\begin{array}{ccccccc} \text{《報告対象期間中の派遣労働者の総賃金》} & \div & \text{《報告対象期間中の派遣労働総時間数》} & \times & \text{1日あたり8時間} & & \\ \text{月給} + \text{各種手当} + \text{賞与} & & \text{上記総労働時間} & \times & 8\text{H} & \div & \text{¥7,700} \\ \text{¥5,960,000} & \div & 6,192\text{H} & \times & & \div & \end{array}$$

(4) 「派遣料金」「派遣労働者の賃金」について

「派遣料金」「派遣労働者の賃金」は、月給や時給ではなく、1日8時間当たりの金額を記載してください。

《徳島県：最低賃金時間額（令和6年11月1日～）》

$$\text{派遣労働者の賃金} > \text{¥980} \times 8\text{時間} = \text{¥7,840}$$

(5) マージン率等の情報提供の状況について

マージン率等の情報提供の状況については、平成24年10月の派遣法改正により、派遣元事業主にマージン率等の情報提供が義務付けられました。また、令和3年4月1日からは原則として、インターネットの利用による情報提供の状況が必要となります。

【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

情報提供は**インターネットの利用を原則**としています。「[人材サービス総合サイト](https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/)（厚生労働省運営）」<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>での情報提供（無料）も可能です。登録するためのID・PWは必要ありません。サイトは毎月15日ごろ更新しています。

①～⑧全ての項目の情報提供については「直接入力」、「PDF」での公開や自社HPのリンクを貼るなどの方法があります。

- ① 事業所ごとの派遣労働者の数 ② 派遣先事業所数 ③ マージン率（下記参考にて）
- ④ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 ⑤ 派遣労働者の賃金の額の平均額
- ⑥ 教育訓練に関する事項 ⑦ 労使協定の締結の有無（労使協定の範囲、有効期間）
- ⑧ その他派遣事業の業務に参考と認められるもの

地様式第5号(第4面)

希望する全ての派遣労働者に教育訓練の内容・実施形態等について説明できる者であること

許可申請・許可更新時のキャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)に基づき実績記入(随時見直し可能)

(6) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者		うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティング に関する職務経験・知見の	
		最低1名は社内				職務経験あり	知見
計	1	1	0	1	1	1	0
キャリアコンサルタント	0	有資格者(国家資格) 社外の者でもよい			—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	—	1	0
営業職	1	派遣先と連絡調整を行う営業担当			—	1	0
その他	0	0	0	—	—	0	0

・キャリアコンサルティングの経験者
・職業能力開発推進者の就任経験者
・3年以上の人事担当の職務経験キャリアコンサルティング
等の職務経験は無いがその
知識を有する者

② キャリアコンサルティングの実績

報告対象期間中の派遣労働者の人数[全派遣労働者数≧実施を希望した者の人数≧実施した者の人数]

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数	実施した者の人数
5	5	5

実施を希望する派遣労働者には全て実施。実施方法に定めてはない

> 全派遣労働者数の内数 > 実施を希望した者の
人数の内数

③ キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なものの以 外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給 の別 1 有給 (無給部分 なし) 2 有給 (無給部分 あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者 は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
年ごとの記載では無い 2項目まで記入可	雇入年数(派遣年数ではない)											
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 工場ルール、製品・品質 知識	1	1			5	10			2	1	1	1
(ロ) 使用機器操作・治工具 取扱要領	1	2			1	2			備考			
ロ 職種別訓練												
(イ) マシントラブル シューティング												1
(ロ) パソコン能力研修	3											1
ハ 職種転換訓練												
(イ) 職種に応じた資格取 得支援		4	5	5		12	4	8	2	1	1	1
(ロ) 顧客ニーズと目標管 理		3	1	2		3	1	2	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) マネジメント研修			5				4		2	1	1	1
ホ その他の教育訓練												
(イ) 各種資格取得		2				6			2	1	1	1
(ロ)		3				3			備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の 「実施時間の総計」の合計(a)		12	32	12		24			1～3年目のaの合計(c)			56
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の 受講者の実人数		1	4	1		6			1～3年目のbの合計(d)			6
この欄で作成した教育訓練のこと(ただし、有給かつ無償でない場合は対象外)												
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人 当たりの平均実施時間(a÷b)		12	8	12		4			1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓 練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)			9
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)												
徳島県最低賃金(令和6年11月1日) 980 円												

派遣労働者の賃金(1日(8時間
あたり)の額)の1時間あたりの
金額と矛盾はないか

小数点以下切捨

地様式第5号（第5面）（第6面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

実際に6月2日に派遣した労働者の実人数を記入

* 当日派遣していない者（有給休暇を含む）は除く

* 対象者がいる場合は、「協定対象派遣労働者」の実人数も記入

1 派遣労働者の実人数

計算例

協定対象の無期雇用派遣労働者

<①の合計>15+5=<②の合計>10+5+5=20

① 派遣労働者の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
20	15	15	5	5

第3面 最新の日本標準職業分類（総務省）に基づき記載

労使協定書で厚生労働省編職業分類を使用している場合は
改定していることに注意。

② 業務別派遣労働者の実人数（①の内数）

	計	協定対象派遣労働者		計	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員			46 農業従事者	5	5
02 法人・団体役員			47 林業従事者		
03 法人・団体管理職員			48 漁業従事者		
04 その他の管理的職業従事者			49・50 生産設備制御・監視従事者		
05 研究者			51 機械組立設備制御・監視従事者		
06 農林水産技術者			52・53 製品製造・加工処理従事者		
07・08 製造技術者			54 機械組立従事者		
09 建築・土木・測量技術者			55 機械整備・修理従事者		
10 情報処理・通信技術者			56・57 製品検査従事者		
11 その他の技術者			58 機械検査従事者		
12 医師、歯科医師、獣医師			59 生産関連・生産類似作業従事者		
13 保健師、助産師、看護師			60 鉄道運転従事者		
14 医療技術者			61 自動車運転従事者		
15 その他の保健医療従事者			62 船舶・航空機運転従事者		
16 社会福祉専門職業従事者			63 その他の輸送従事者		
17 法務従事者			64 定置・建設機械運転従事者		
18 経営・金融・保険専門職業従事者			65 建設躯体工事従事者		
19 教員			66 建設従事者（建設躯体工事従事者を含む）		
20 宗教家			67 電気工事従事者		
21 著述家、記者、編集者			68 土木作業従事者	—	—
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者			69 採掘従事者		
25 一般事務従事者	10	10	70 運搬従事者	5	5
26 会計事務従事者			71 清掃従事者		
（略）			72 包装従事者		
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	99 分類不能の職業		

一人で複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に入れて下さい。

主な特定製造業務

・紹介予定派遣や産前産後休業の代替等
・へき地の医療機関への看護師等の派遣することが認められていることに注意

一部派遣禁止業務が含まれていることに注意

「99分類不能の職業」の場合、派遣業務内容を余白に記入

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	協定対象派遣労働者
0	0

「特定製造業務」＝物の製造業務
（物の融解、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務）

6月2日の派遣労働者（第5面①の人数）についての加入状況

2 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

雇用保険	20
健康保険	20
厚生年金保険	20

※未加入者がいる場合

1.未加入人数 2.未加入理由 を空白部分に明記してください。
又は
地様式第2号-3
雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書を利用し添付してください